

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

招 集

令和7年8月26日（火）午前10時 議会委員会室

出席委員（８名）

(委員長) 戸 田 隆 次 (副委員長) 今 城 雅 子

岩 崎 康 朗 奥 岩 浩 基 国 頭 靖 塚 田 佳 充

中 田 利 幸 錦 織 陽 子

欠席委員（０名）

議長及び副議長

岡田議長 田村副議長

説明のため出席した者

【総務部】 藤岡部長

〔秘書広報課〕 幸本課長

〔財政課〕 金川課長 中村課長補佐兼総括主計員 高木係長

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 松田調整官

傍聽者

伊藤議員 稲田議員 大下議員 門脇議員 津田議員 徳田議員 西野議員

又野議員 松田議員 矢田貝議員 吉岡議員 渡辺議員

報道関係者 0 人 一般 2 人

協議事件

- 1 9月定例会の提出議案について
- 2 9月定例会の日程について
- 3 9月定例会における各個質問人数の割り振り（案）について
- 4 予算決算委員会における決算審査方法について
- 5 次回議会運営委員会の開催について
- 6 米子市議会基本条例の検証について

~~~~~

午前9時59分 開会

**○戸田委員長** ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

早速ではございますが、協議事件１、９月定例会の提出議案について、当局の説明を求めます。

藤岡総務部長。

○藤岡総務部長　市議会９月定例会の提出議案につきましては、条例が１件、補正予算が３件、決算認定が５件、報告が４件の計１３件を上程する予定としております。

なお、議案の概要につきましては、午後に開催されます全員協議会において御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○戸田委員長 当局の説明は終わりました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 次に、協議事件２、９月定例会の日程について、事務局の説明を求めます。  
毛利事務局長。

○毛利事務局長 ９月議会の日程でございますが、資料３を御覧ください。

まず、各個質問の通告についてでございます。明日２７日水曜日午前９時受付開始で、２９日金曜日の正午が受付期限となっております。

また、意見書案の提出期限、報告に対する質疑の通告期限につきましても２９日金曜日の正午となっておりますので、御確認をお願いしたいです。

説明は以上でございます。

○戸田委員長 事務局の説明は終わりました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 次に、協議事件３、９月定例会における各個質問人数の割り振り（案）について、事務の説明を求めます。

毛利事務局長。

○毛利事務局長 各個質問の人数の割り振りの案でございますが、期間は４日間でございます。９月の４日、５日、９日はいずれも６人ずつの割り振りで、あとは全て１０日への割り振りの予定でございますので、御確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○戸田委員長 事務局の説明は終わりました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 次に、協議事件４、予算決算委員会における決算審査方法について、事務局の説明を求めます。

松田調整官。

○松田調整官 それでは、予算決算委員会におけます決算審査方法について御説明いたします。資料４を御覧ください。

１ページ目の決算審査方法から御説明いたします。議案上程から議決までの流れにつきましては、例年どおりの流れで行っていただきたいと思います。最初の①９月定例会初日に議案上程、次に、②の９月１０日の本会議で全ての議案に対する質疑の後に、予算決算委員会に決算関係の議案を付託していただきます。③の予算決算委員会の全体会、９月１２日はインターネット中継を行います。この全体会では総括質問を行っていただき、総括質問の通告期限は全体会の３日前、９月９日の正午までとなっております。

質問の順番につきましては、予算審査の質問順と同じということになっておりますので、最初によなご・未来、２番目が自由創政、３番目が蒼生会、４番目に信風、５番目に公明党議員団、６番目に日本共産党米子市議団、そして最後は会派に属さない議員さんで、通告順ということになります。質問時間は、１人１０分掛ける会派の所属人数となっております。最初に予算総括質問を行いまして、次に決算総括質問という順番でございます。そして、この全体会では市長の御出席をお願いいたします。

次に、④各分科会での詳細審査についてでございます。こちらについては通告制となっておりますので、資料３ページ目にあります予算決算委員会分科会発言通告書の様式をお使

いただき、事前通告をお願いいたします。この分科会の発言通告書につきましては、本日、議員の皆様にご電子データをお送りすることとしております。各分科会におけます詳細審査の日にちが異なっておりますが、全ての分科会共通で9月9日正午を通告期限とさせていただきますと思います。この通告に基づいて各分科会当日に詳細審査を行っていただきますが、通告されていない質疑が当日あった場合は、分科会長に取扱いの判断を委ねることをお願いいたします。各分科会には市長の出席は求めておりませんが、庁内で待機をしていただくというようお願いいたします。

それから、分科会におきましては、決算議案説明並びに審査後の採決はいたしません。審査後の分科会長報告の文案作成につきましては、詳細審査を踏まえ、各委員から指摘事項を御提出いただきたいと思います。どなたが各指摘事項をお取りまとめいただくか、また指摘事項をどういった内容にするかということをお分科会でお決めいただきまして、資料4ページ目にございます決算審査指摘事項（案）委員提出表を電子データで事務局へ提出いただきますようお願いいたします。この様式におきましても、本日電子データで議員の皆様にお送りさせていただきます。

この指摘事項委員提出表の提出期限を、資料1ページ目、また2ページ目にも記載しておりますが、各分科会で提出期限が異なります。総務政策分科会が9月18日、民生教育分科会が9月19日、都市経済分科会が9月22日で、いずれも17時までとしておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程後半の9月22日、24日及び25日のそれぞれの分科会でございますが、分科会長報告の文案協議を行っていただくこととなります。ここで協議していただきました文案につきましては、事務局のほうで取りまとめして、事前に各委員さんに取りまとめた文案を配付させていただきます。

そして、⑤の予算決算委員会全体会ですが、分科会長報告の事前配付、分科会長報告、質疑、討論、採決となっております。ここで全体会を終え、議会最終日での委員長報告につきましては、正副委員長、各正副分科会長に委員長報告文案の御確認をしていただきたいと思います。

最後に、⑥9月定例会最終日の本会議の流れでございます。予算決算委員長報告、質疑、討論、採決となります。

長かったです、説明は以上でございます。

**○戸田委員長** 事務局の説明は終わりました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** すみません、流れについては承知しました。

細かいところで、すみません。③のところ、予算決算委員会全体会のところだけインターネット中継と御説明があったんですけど、これって別に、本会議ですとか予算決算委員会全体会、⑤のところもインターネット中継があると思うんですよ。ここだけ強調されたのは理由があつてなのか、たまたまここだけ書いたのかっていうのは何かあるんでしょうか。

**○戸田委員長** 手を挙げて。

松田調整官。

**○松田調整官** すみません、ちょっと誤植の部分がありましたけども、このようにさせて、

委員さんのとおりのことですので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○戸田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 インターネット中継が入るところと録画放送があるところは、恐らく委員の皆さんは承知しておられると思いますので、特に③のところではあえて強調されなくてもよいかなと思いましたので、意見とさせていただきます。以上です。

○戸田委員長 よろしいですか。答弁はいいですか。

○奥岩委員 意見です。

○戸田委員長 意見ですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 ないようですので、次に、協議事件5、次回議会運営委員会の開催についてでございますが、記載のとおり、定例会開会日の9月2日火曜日午前9時20分から開催したいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 それでは、協議事件6の米子市議会基本条例の検証に入ります前に、委員の皆様方から何か御意見がございますか。

岡田議長。

議長、案件は何でしょうか。

○岡田議長 すみません、先般、新聞に出ておりました「陳情書対応変更 説明求め要望書」という記事についてですけど。

○戸田委員長 要望書の記事についてでございますが、執行部は退席していただいてもよろしいでしょうか。いいですか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 じゃあ、執行部、退席ください。

〔執行部退席〕

○戸田委員長 岡田議長。

○岡田議長 まず、8月23日、日本海新聞の記事に「陳情書の対応変更 説明求め要望書」という記事が載っておりますけれども、この記事読ませていただきますと、議会としての対応があまりできていないような表現になってるんですけども、ここに関しては、ちょっと私の対応も含めまして至らぬ点も少しあったのかなというふうに思っておりますので、以後気をつけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

詳しい状況については、毛利事務局長のほうから説明をお願いしたいと思います。

○戸田委員長 毛利事務局長。

○毛利事務局長 そういたしますと、原子力防災を考える県民の会えねみら・とっとりさんのほうから要望書が提出になりましたが、その経過について御説明をいたします。

遡りまして、7月10日付で6月議会の陳情の審議結果について、不採択の旨、そしてその理由の通知をその団体にいたしました。そして、それから8月18日になります、8月18日月曜日にその団体の代表の方から電話がありまして、議長宛てに陳情不採択の理由の説明、そして意見交換の場というのを設定してほしいという趣旨の電話でございました。そして、それを要望書にして持っていくという話がございました。

その際に、意見として、意見交換の場というのを持ってもらうのは9月定例会閉会後で構わないという、そういうことも添えられておりました。これを議長に協議をいたしまして、実は指定された8月22日を希望されていたんですけれども、その日は議長は公務で不在が決まっておりました。そのことを先方に改めて申し上げた次第でございます。そういたしましたら、日にちの変更をせず、受け取ってもらうだけで、要望書を持ってきたいので受け取ってもらいたいということでございましたので、対応は事務局長が受け取るだけのものになりますということを再度説明させていただいた次第でございます。

それから、8月20日でございます水曜日の日に、また先方代表から、報道に対して情報提供したいので、その面談の場所を教えてほしいという問合せがありました。その際に、我々事務局が要望書を受け取るだけというふうに理解しておりましたので、そういった部屋を用意しておったわけではなかったんですけれども、何人来られますかということもちょっと併せて伺ったところで、要望書を受け取るだけということを再度説明させていただいたんですが、6名で来たいということでございましたので、部屋を取って準備をしたということでございます。その旨に対しては、団体の代表さんも持ってくるだけでございまずという、そういうお話でございましたので、8月20日にはそういう電話のやり取りがありました。

当日22日、来庁されまして、来られたのは、原子力防災を考える県民の会えねみら・とっとり代表の方、そしてそのほか4名の方がいらっしゃいました。計5名の方がいらっしゃいました。議会事務局としては、私、毛利と次長、そして庶務担当の担当局長補佐が3名で対応した次第でございます。報道に関しては、2社が来ておられたことを申し添えます。

経過については以上でございます。

**○戸田委員長** 何か補足ありますか。

岡田議長。

**○岡田議長** その対応を含めて対応したんですけれども、新聞の記事を読みますと、ちょっとこちらの対応が、もう少し新聞社のほうにもきちっとうちのほうの意見も聞いてもらってから記事にさせていただくとか、そういう対応を少しうちのほうが足りなかった部分があって、皆さんに御迷惑をかけたことに関しましては大変申し訳なかったというふうに思っておりますので、皆さんのほうで何か御意見があればお伺いをしたいというふうに思います。

**○戸田委員長** 何か御意見ございますか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** まずは、いろいろと御説明いただき、議長、事務局長、ありがとうございます。

報道で、それこそ今御説明があったんですけど、新聞社さんのほうの記事を見させていただいたときと、あと、20日でしたっけ、金曜日、22が金曜日でしたっけ、22日に全議員に要望書についてはメールで配付されてましたので要望書の内容は把握してたんですけど、次の日に出た新聞記事を見させていただきますと、ちょっといろいろと何かあったんではないかなっていうふうなことをどうしても考えてしまうような記事でしたので、今御説明あったことを伺うと、よく分かりました。

あと、これは私から申し上げるのがどうかなとは思いますが、6月定例会のときの陳情をいただいて、回答送付っていうところは通常どおり業務をされたってことなんですけど、その際なのか、その後のこの団体さんがいらっしゃったときに、ただ要望書を受け取るだけではなくて、部屋を準備されて、そこでもある程度お話をされたかと思うんですけど、その際に、議決案件はどうだこうだとか、請願の取扱いは変わってないんですけど、陳情の取扱いについての御説明みたいなのとかは先方さんが御理解いただけるようなお話ができていたのか、それとも、そういった話は全くなしに、ただ受け取られただけだったのか、どうだったんでしょうか。

**○戸田委員長** 毛利事務局長。

**○毛利事務局長** 金曜日に要望書を持ってこられた際の状況についての御質問でございました。

委員おっしゃるように、議決案件であるということの説明と、流れの中でその説明はさせていただいた次第でございます。ただ、先方のほうの理解といいますか、意見は変わらなかったというところはございますので、説明を尽くしたかということに関しましては、私自身、今はもう少し丁寧ということはありませんけれども、事前に会の冒頭にそのことは説明をした次第でございます。

**○戸田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** そうしますと、団体さんは、多分議決案件のことは御存じだった上で、恐らく議長と面談をされたいっていうような要望ですとか、お話をされたいっていうことがあったかもしれませんので、そうなった場合に、議長、公務で欠席で出れないっていうことは先方さんに事務局からお伝えしてはいただいていたと思うんですけど、その上で、事務局長がそういった形で御説明されたんですけど、もしかすると、議会としての対応に何かしらの不信感が先方さんはあったのかもしれないなっていうので、そういったところを感じ取られてあーいった記事になったのか、はたまたどういったふうになったのかっていうのは、ちょっとマスコミさんの思いは分かりませんが、なるべく早い段階で、先方さんも要望書を出しておられますので、議長と面談していただいたほうがいいのではないかなというふうに考えるんですけど、その辺りは、今どのように調整されておられますでしょうか。

**○戸田委員長** 岡田議長。

**○岡田議長** 当初は、山中代表のほうから、9月定例会も近くなったのでお忙しいでしょうから、8月22日が難しいということであれば9月定例会以後でいいですよという申出があったということでしたので、私は素直にそういうふうにさせていただこうとは思っておったんですけども、もっと早い対応をするべきだということであれば、早い段階で山中代表のほうに連絡を取って、お時間があれば、向こうのほうの都合もあるでしょうから、会ってお話をさせてもらおうという。私も、議決事項ですんで、私が特別に何かを申し上げるという話ではないような気がするんですけども、それを丁寧に伝えていくということに終始したいというふうに思ってます。以上です。

**○戸田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 議長に対して要望書を出しておられますので、日程のほうは議長が思われる日程でいいとは思いますが、私としては、今の流れを伺わせていただきますと、早いほうがいいのかとは思いましたが、先方さんもいろいろとお忙しいでしょうから、そ

の辺を、あえて早く会いましょうよみたいな感じではなくてもいいのかなとは思いますが、そこのところは、ただ、間が空いてちょっとどうだったのかなとか、お互い分からなくなっているというふうなことがないように、コミュニケーションは、これは議長直接ではなくて事務局経由ということにはなるとは思いますので、本日もこうやって議運でも議長のほうからも御報告ございまして、事務局長からも御報告ございましたので、そういった内容も踏まえて、まずは御連絡を取っていただけたらなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○戸田委員長** 毛利事務局長。

**○毛利事務局長** 委員の御意見ごもっともだと思いますし、先方の団体としっかりとコミュニケーションを取って日程調整等図ってまいりたいと思います。

**○戸田委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。

今城委員。

**○今城委員** 御説明いただいたことは承知いたしました。

ちょっと一つだけ確認をさせていただきたいのは、これは記事ですので、実際どう言ったのかってということとはまた違うと思いますが、山中代表のほうから、市民以外からの陳情は議会では取り扱わない決定というふうな書きようになっていますが、これは取り扱わない決定をしたわけでは決してないと私は認識してるんですけども、その部分についてはどのような説明や、どのように認識をされたのを、認識をされたのをこちらが推測するのはちょっと難しいと思いますが、説明をどのようにされたのかというところ、何か御意見等があったのであれば、その辺を教えていただきたいと思います。

**○戸田委員長** 毛利事務局長。

**○毛利事務局長** 記事上の、「市民以外からの陳情は議会では取り扱わない決定となった」という趣旨の発言でございました。そういった発言が出た折に、遮って言ったわけではありませんけれども、私のほうから、そういったところではございませんということ、市民、市民以外、陳情の提出については全て取り扱って、審議の内容についての方法が決まったということを説明をさせていただいた次第でございます。

**○戸田委員長** 今城委員。

**○今城委員** 分かりました。私がこの記事を読ませていただいた上で、非常に引かかる部分というのは今のところなんです。要するに正確ではないことを記事にされているし、今お聞きしました、確認しましたところでいうと、市民以外からの陳情は議会では取り扱わないっていうわけではありませんよということ、きちっと説明はされているわけです。ですが、この記事内では、もうまさに本市議会としては、市民以外からの陳情は議会では扱わないよと、門前払いをするよというようにも取れるような書きようになっていることが私は非常に問題だと思っています。

先ほど来お話のあった、議長がどういう形でどういうタイミングで、当事者の方たちとしては会って説明を求めると要望しておられるので、その点については、もう議長、また副議長、事務局でお相手の方とお話をさせていただいたタイミングをきちっとつくっていただいて話をさせていただくということといいと、私はもう非常にそれは思っているんですけども、この記事に関してのことはちょっと納得いかないところがあります。非常に、ためにするという言い方がいいかどうか分かりませんが、事務局がその辺のところをきちっ

と説明をし、話しているにもかかわらず、そこの部分の訂正をした部分っていうのが全くと言っていいぐらいこの中に反映されていないと私は感じます。

そういう意味では、記名の記事ですし、この記者もどういう意図でそれを書いたのかということ、そして社として、これを書面として紙面に上げたっていうところの趣旨、考え方っていうところについて、議長から、正式に議会からという意味ですけれども、正式な形で、抗議になるのか、それとも答弁を求めるのか、説明を求めるのかはお任せしますが、ここがない限り、市として、この議決した案件っていうのは、今までどおりにしてくださいっていうことを、いや、今までどおりではないんですよっていうことを、新しい取扱方法でやりますよということを議決したわけですけど、その議決したことが納得いかないっていうことについて、どういうことなんですかという説明を、いや、取り扱わないわけではありませんっていう、先ほど事務局長からもあったとおり、審議のやり方ですよ、審議の方法の種類がそれぞれに違うということを言っているだけの話なのであって、そこら辺のところがきちっと読み取れない文面を一方的に出されているっていうことについて私はちょっと納得いかないですから、そこら辺に関しては、議運としても問題だと思うなら、議会としての対応に持っていくべきではないかなというふうに思います。これは意見です。以上です。

**○戸田委員長** ほかにありませんか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 今、今城委員がおっしゃっておられたんですけど、まずはマスコミさんのほうに確認を取っていただいて、先ほど今城委員おっしゃられたような対応をしていただいて、必要であれば議会としてしかるべき対応をしていただけたらなと思います。

情報が、こちらの意図するところと、本当のところといいますか、こういうふうな扱いですよっていうようなところがきれいにもしかしたら伝わっていないかもしれませんので、そのところはまずはお話をしていただいて、どのように対応するのか。必要でしたら、ホームページにも載せていたりですとか、議会だよりも載せていたりとかするんですけど、また別の形で何か広報・周知が必要かもしれませんし、対応を、これは議長になるのか、委員長になるのか、議会のことですから議長なのかなとは思いますが、対応していただけたらなと思いますが、まずはコンタクトを取っていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

**○戸田委員長** 岡田議長。

**○岡田議長** そうしますと、今いただいた御意見の対応をさせていただきたいと思います。

ただ、少し付け加えさせていただきたいのが、この記事を読みますと、先ほどおっしゃった議会で取り扱わない決定、これは私も表現としてすごいおかしいと思うんですけど、かぎ括弧をしてるんでせりふという形になってる、本人がこれをしゃべったということで書いておられて、その後に、そうじゃないという記事を少し載せておられるんですけども、報道の自由があったといっても、前提は正確な情報に基づいてということであろうというふうに思いますんで、なおかつ、その会議の途中で事務局長のほうを取り扱わないわけではないということを言ってますから、本来であれば記者のほうをそれをしんしゃくした上で、せりふだといってもそのまませりふを載せるんじゃなくて、正確なものにのっとったせりふになるように記者のほうには書いていただきたかったというのがありますので、

今、皆さんが言っていただいた意見を踏まえて、日本海新聞社さんのほうには私のほうから話をしておきたいというふうに思います。またその結果については皆さんに御報告をさせていただきたいと思います。以上です。

**○戸田委員長** ほかにありませんか。じゃあ、この案件は以上でよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、次に、協議事件6、米子市議会基本条例の検証についてを議題といたします。

本日は、前回に引き続き米子市議会基本条例の検証を進めてまいりたいと思います。

初めに、前回会派に持ち帰りとなりました第2条、第3条、第5条第1項、第5条第3項について協議をし、合意に至らなかった場合は採決を行っていききたいと思います。

それでは、まず初めに、第2条の件について御協議していただきたいと思います。

持ち帰りの案件でございましたが、何か御意見がありましたら承りたいと思いますが。AかBかということでございますが、よろしいですか。

御意見がないようですので、採決をさせていただいてもよろしいですか。

今城委員。

**○今城委員** 持ち帰りをしている会派があるわけですから、全員持ち帰っているんですけども、持ち帰りをされた結果を一応聞かせていただくほうがいいかなと思うんですけど。ちなみに、公明党としては、前回の審議したところに関しては、持ち帰りましたが、変わりはありませんということです。

**○戸田委員長** じゃあ、順次、各会派に聞きますか。

〔「変わりがないんだったら別に聞かなくてもいいです」と今城委員〕

**○戸田委員長** よなご・未来さんはどうですか、変わりませんか。

国頭委員。

**○国頭委員** 持ち帰らせてもらいましたけど、やはりBのままでということをお願いしたいと思います。

**○戸田委員長** 日本共産党米子市議団、錦織さんはどうでしょうか。

〔「うちもBで」と錦織委員〕

**○戸田委員長** 手を挙げてください。

錦織委員。

**○錦織委員** 共産党のほうもBのままで変わりません。

**○戸田委員長** ほかに御意見ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、AかBかということでございますので、採決をさせていただいてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、第2条について、A評価に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…今城委員、岩崎委員、奥岩委員、塚田委員、中田委員〕

**○戸田委員長** それでは、賛成多数でございますので、A評価と決しました。

次に、第5条第1項、これも持ち帰っていただきましたけれども、何か持ち帰りました…。

〔「3条」と声あり〕

3条、3条があった。ごめんなさい、3条がありました。第3条でございしますが、持ち帰っていただきましたけれども、御意見等がございましたら賜りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

奥岩委員。

○**奥岩委員** 前回A寄りのBということで持ち帰らせていただきましたが、Aがおおむね8割、Bがおおむね5割ってところですので、どちらでもうちの会派はいいのではありませんかというふうなことです。こちらは柔軟に対応させていただきたいと思います。すみません、はっきりAかBか確定してなくて申し訳ないです。

○**戸田委員長** よなご・未来さんはBですけど、変わりませんか。

国頭委員。

○**国頭委員** 持ち帰らせていただきましたけど、やはりBでってということであります。

○**戸田委員長** 信風さんはBでいいですか。

中田委員。

○**中田委員** 前回もA寄りのBという発言をさせていただきましたけども、条例のこの部分自体が原則となっているので、あくまでもその条文の性格からいけば、課題は確かに議員間討議の在り方とか手法のことは書かせていただきましたけども、活動の原則として、こういう原則を持っているという部分についてはAでもいいのかなということにしたいと思います。

○**戸田委員長** ありがとうございます。

錦織委員さんはどうですか。

○**錦織委員** 共産党は変わりません。Cです。

○**戸田委員長** C、B。C。

○**錦織委員** Cです。

○**戸田委員長** それでは、A、B、Cと出そろいましたけれども、採決させていただいてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**戸田委員長** それでは、第3条につきまして、Aとされる方については挙手をお願いしたいと思います。

〔賛成者挙手…今城委員、岩崎委員、奥岩委員、塚田委員、中田委員〕

○**戸田委員長** ありがとうございます。賛成多数ですので、Aと決しました。よろしくお願いいたします。

次に、第5条第1項、これも持ち帰りの案件でございしますが、御意見ございますでしょうか。ありませんか。よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○**戸田委員長** それでは、採決をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**戸田委員長** それでは、第5条第1項につきましては、A評価に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…今城委員、岩崎委員、奥岩委員、塚田委員、中田委員、錦織委員〕

○戸田委員長 賛成多数でございますので、A評価と決しました。

次に、第5条第3項につきまして、この案件についても持ち帰りとさせていただいております。御意見がありましたらいただきたいと思いますが、ありませんでしょうか。

錦織委員さんはBでよろしいでしょうか。

○錦織委員 はい、Bです。

○戸田委員長 よなご・未来さん、国頭委員さんはBだったね、B。

○国頭委員 Bのままでっていうことで。

○戸田委員長 Bのまま。

そうしますと、採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 第5条第3項について、A評価に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…今城委員、岩崎委員、奥岩委員、塚田委員、中田委員〕

○戸田委員長 賛成多数でございます。第5条第3項につきましてはA評価と決しました。

それでは、順を追って検証に入っていきたいというふうに思います。

第5条第4項について検証していただきたいと思います。

それでは、蒼生会さんのほうから御意見をいただきたいと思います。A評価。

奥岩委員。

○奥岩委員 記載のとおりでございます、こちらが条文を確認させていただきますと、「請願及び陳情を市民からの政策についての提案として受け止め、これらの審議等に当たっては、当該請願又は陳情を行った者から説明を聴く機会の確保に努めるものとする」ということですので、担保されとると考えておりますので、Aでお願いいたします。

○戸田委員長 よなご・未来さん。

国頭委員。

○国頭委員 先ほども話題でありましたけども、やはり私たちの会派も、提出者の範囲を、取扱いを一部変えたっていうところに対しては、より開かれた議会ではなくなったと会派としては認識しておりますので、Cということで出させていただきました。

○戸田委員長 次に、錦織委員。

○錦織委員 私も同じ意見で、よなご・未来と同じ意見です。議会によっては決定したわけですけども、やはりこの多様な意見を聞くという、意見を聞く機会が制限されたということについてはそのように思っていますので、Cです。

○戸田委員長 ありがとうございます。何かほかに御意見ございませんか。AとCということでございますので、持ち帰りますか。ありませんか。

中田委員。

○中田委員 条文のほうが「市民からの」という、この「市民」という定義の受け止め方の問題があるかもしれませんが、この条文のとおりにやられてるかどうかという評価でいけば、私どもはA評価でいいと思っております。以上です。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

今城委員。

○今城委員 中田委員が今おっしゃったとおりの条文に対しての検証ですから、そういう意味からは、きちっと80%以上という形でやっているという判定の下のAとしています。

ただ、今、中田委員もおっしゃったとおり、この条文内での「市民」という定義ってというのが非常に曖昧な形になっていて、これ内容の議論とかをする中では、様々なところで、この「市民」の定義ってということについてのことが非常に曖昧過ぎるというところでの疑義があるというような話もあってきてると思いますので、これについては、きちっとした上位法にのっとった形で、また米子市内でのダブルスタンダードのないようにというような形も踏まえての、条文の格好づけを含めての形というのが今後は検討されるべきではないかなというふうには思っています。ただ、今は検証の評価の結果ということですので、これについてはAということで変わりはありませんので、これ以上ではないと思っています。以上です。

**○戸田委員長** という御意見がございましたが、ほかにございませんか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** すみません、先ほど御説明させていただいた後で申し訳ないんですけど、今、条文の中の「市民」の定義についてっていうお話があったんですけど、この場ではなくて、複数の委員さんから今お話があったんですけど、陳情の取扱いをどうするかっていう協議の際にもこれ話題になっておりまして、当時、今城委員さんのほうからですかね、お話があったと思うんですけど、米子市民自治基本条例のほう、こちらのほうで米子市民に対してっていうような逐条解説がございましたので、それにそろえた形で市議会のほうも動くべきではないかというようにお話があったことを記憶しておりますので、こちらに関しましては、我々会派も、この条文じゃなくて、先ほどの陳情の取扱いの件につきましては議決後でございますので、「市民」については米子市民という定義で受け止めさせていただいて、ただ、意見にも書かさせていただいたんですけど、陳情については市外からの提出についてが多い議会でございますので、その取扱いについても議会としても協議してきたっていう経緯がございます。それらも踏まえて、この条文に関しましてはいろいろと議会で議論を経て機会のほうを担保しておりますので、A評価とさせていただきたいと思います。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。どういたしますか。持ち帰りますか。

採決で。AとC、歩み寄りがなかなかないので、それでは、採決をさせていただいてもよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、第5条第4項について採決をいたします。

A評価に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…今城委員、岩崎委員、奥岩委員、塚田委員、中田委員〕

**○戸田委員長** 賛成多数であります。A評価に決しましたので。

次に、第5条の2第1項について御協議いただきたいと思います。

第5条の2第1項、次はどうしましょう。よなご・未来の国頭委員さんがB判定ですので、御意見をいただければと思います。

**○国頭委員** 議会報告会を開催したということでもありますけども、事前に準備はされてると思いますけど、その中で、やはりテーマ設定はいろいろ考えられてされてると思いますけど、もう少し市民からの意見を聞くべき方法も今後取り入れていくべきではないかなというところで、Bをつけさせていただきました。以上です。

**○戸田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** すみません、私、今、広報広聴のほうもやらせていただいているので、少しお話しさせていただけたらと思うんですよ。

こちらの条文に関しては、議会報告会を開催するものとするに対してのA、B、C評価でございますので、今、国頭委員さんから御意見いただいたんですけど、そちらのほうに関しましては、広報広聴のほうの議会報告会の開催の運用のほうでまたいろいろと御協議いただけたらなというふうに思いますが、委員長、いかがでしょうか。

**○戸田委員長** そのような御意見でございますが、その辺で御理解いただけますか。

**○国頭委員** はい。

**○戸田委員長** そうしますと、他の会派についてはA判定でございますが、A判定というような流れでよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** 国頭さん、どうでしょうか。

**○国頭委員** はい。

**○戸田委員長** それでは、A判定ということで意見が合意したということで、よろしくお願いしたいと思います。

次に、第6条第1項第2号を御協議いただきたいと思います。反問権についてですね。

錦織委員さん、意見がありますか。検証する必要があると。

**○錦織委員** 今回、委員会では、ちゃんと委員会が始まる前に、執行部のほうに、委員に質問があるときには最初に、冒頭に言ってくださいというふうなことが割と徹底されたので、それはよかったと思うんですけども、ただ、議場で今まで議会の中では、反問権、反問しますということを言わずに例えば市長がされたとかっていうことがあったやに私は思いますので、そういったところは、ちょっと会議録を検証してみることも必要ではないかというふうに思ってBにしました。

**○戸田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** こちら、うちは対象外にさせていただいてるんですけど、条文上、これ議会としてこちらの条文を検証して議会としてどうだったかっていうよりは、この反問できることを議会としては当局側に認めていて、それが会議規則のほうでも規定がありまして、あとは運用のほうは議長、委員長がそれぞれ運用されるという認識ですので、こちらについては、特に議会側からA、B、C判定というよりは、検証対象外でもよろしいのではないかなというふうに考えております。

**○戸田委員長** 中田委員。

**○中田委員** 私どもはAということにしたいんですが、今、奥岩委員が言われるように、これは当局側に反問する権利を認めた条文なので、それが実際運用されるかどうかというのは、こちら側の努力義務でも何でもないそういった条文なので、その達成度という評価が具体的には評価の対象にならないと私も実は思います。

ただ、課題としては、ちらっと出てるように、運用といいますか、議事の整理の仕方として、やり方が徹底されてない。これは議事運営の点で議長、副議長のほうにしたいதாகことだと思いますので、条文に対して、その権利を与えたことに対しての評価というのは、こちらが数値判定するということは非常に難しいんじゃないかと私も思います。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

国頭委員。

**○国頭委員** うちBと書かせていただきましたけど、やはりこの3年間かな、3年間は市長等の反問権の使い方がちょっと問題だったと思います。ただ、現議長のときに、今において、その使い方に対して執行部等にも言われたっていうことも理解しておりますんで、これをAとすべきか、Bとすべきかっていうのは、ちょっと考え方はあると思いますけども、現状は、やはり問題はあったということは、しっかりと今後も含めて錦織委員が言われたように検証していかなくちゃいけないというところもありますんで、何も書かずにっていうことではいけないのかなと思っております。

**○戸田委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** これまでの話を聞いておりました。奥岩委員、中田委員からもありましたが、改めて条文を読み取ってみますと、やはり反問できる、執行部側が反問できる権利を与えますというそういう条文でありますので、対象外でもいいだろうなと思っております。したがって、対象外に切り替えたいと思います。以上です。

**○戸田委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** すみません、検証する必要があるというふうにはしたんですけれども、結局そういう反問することができるようにしてるっていう状況は変わらなくて、あとは運用の場面かなということを考えると、審査の対象にならないということになるのかなと今ちょっと思いました。

**○戸田委員長** 今城委員。

**○今城委員** 皆さん今おっしゃってくださってたとおり、実際私もこの条文っていうのは権利を認める条文であるということを……。

この条文については、私も、この条文そのものが権利を認めるというための条文であるというふうにしか読めないというか、当然そうなんですけれども、例えば、そういうふうに反問を求められたときに、議会として、運用としてそれを認めなかったとか、そういうことであれば、Cとしか、もう検証することができない、数値的にって先ほど中田委員がおっしゃったんですけど、ある意味でいうと、ゼロか100しかないっていうような対応でしか検証できない数値とすればということであれば、当然、各会派の皆さん、委員さんおっしゃってたとおり、検証外であろうというふうに認識はしております。

先ほど来、皆さんからもお話もあったとおり、この運用するという段階でそれらしいような発言があった場合に、委員長なり議長なりっていうところが議事整理として反問ですかっていうことをきちっと問い、反問ですっていうことを言ってもらって発言をしてもらうっていうふうにしないと、反問ですかと聞いて反問じゃないと言いながら反問のような発言をするっていうことを厳に慎むということは、これは当局にしっかりと言っとかないけんだろうなと思う内容だと思いますので、そういう意味では、ゼロか100でしょうという意味で、数値的には検証できないというふうに感じます。以上です。

**○戸田委員長** ほかに御意見はございますか。

塚田委員。

**○塚田委員** 私も対象外だなとつくづくちょっと聞いてて思いましたし、それにプラス、信風さんが添えてくださってるような、反問があった際の手順を申し合わせておくって

うのは大事だなと思って、これも添えておけばいいことじゃないのかなと思いましたので、対象外でいいと思います。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** そうしますと、大勢が検証対象外ということで御意見を賜りましたけども、そのような対象でよろしいでしょうか。意見を集約させていただいていいですか。

じゃあ、検証対象外、よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** 次に、7条第1項、協議していただきたいと思います。

それでは、今城委員さんから。

**○今城委員** 対象外としたっていう意味からなんですけれども、重要政策の審議というところで、必要とする提案の経緯などなど1から5の問題ということは、常にこれは内容としてのことっていうのは担保もし、できていると思っています。そういう意味ではA判定ということになると思うんですが、この中からいうと、実績をずっと見ていくと、議会側から求めたものの実績があるのかというふうに考えると、議会側から求めたものではなく、当局側から出されたものであるっていうことを、それをきちっと重要政策の審議として行ってきたという事実であろうというふうに思われます。

議会として、重要政策の審議をどういうふうにしてきたのかっていうか、どういうプロセスも含めてしてきたのかっていうところで考えると、議会の対応の仕方っていうところでの求められたものについてはきちんとやっていますけれども、議会から求めたものがないということになると、これ検証する意味があるのだろうかという意味で、対象外というふうにしました。ただし、皆様評価をしてくださっているという中で、皆さんがAなのだというような反応、数値として思っているという中で、皆様さんがAなのだとすることに考えてるのは、先ほど申し上げたとおり、当局から出てきたものは、きちっとした形で審議をしてきたというプロセスは認めておりますので、Aという判定としてのことは感じているところです。以上です。

**○戸田委員長** よなご・未来さん。

国頭委員。

**○国頭委員** かつてと言ったらあれですけど、代表者会議でも前に言ったことがあると思うんですけど、前よりは全協に対しての開催が少なくなってるのは明らかだと思っております。やはり議員全体で発言できる場っていうのは、委員会だけでなく、そういったことは必要なんじゃないかなと思っております。そういうことに対しても、やはり全員協議会のところが少なくなってるっていうのはしっかり言っていくべきではないかなという考えはありますけども、そういったところ、それからそこに対しての、開かれたとしても議員が質問する制約が増えてきたっていう、今回の改選ですもん、というところは、よくなったっていうわけではなくて、付記するところではないかなということで、Bとさせていただきます。

**○戸田委員長** じゃあ、蒼生会さん。

奥岩委員。

**○奥岩委員** こちらなんですけど、そもそも何が重要政策かっていうところからでして、

全て重要政策だとは思ってるんですけど、いろいろとお話もあったんですけど、基本的には、うちは委員会制ですので、委員会においていろいろ審査されるべきだというふうに考えております。

その上で、それぞれの議員さんの理解度を深めたりですとか、市民に向けての説明の機会をつくるっていうような形で全員協議会を必要に応じて開催しておりますので、必要に応じて全員協議会を通じ説明を受けているっていうような記載をさせていただいておりますが、基本的には、この7条の1の(1)から(5)全てが委員会において達成されてるっていう考え方、プラスアルファで全員協議会っていうのもありますよっていうような考え方でございます。それら全て対応させていただいておりますので、必要に応じて調査といえますか、意見聴取を行って審査させていただいておりますので、A評価でよいのではないかなというふうに考えております。

**○戸田委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 共産党市議団としてはC判定をしました。ここに書いてますように、内容については不十分ということで、例えば基地問題、確かに基地の特別委員会っていうものがありますけれども、いろいろ意見照会を求められたときに、やはり全協が望ましいというふうに考えていますし、そういう何が重要かっていうことの捉え方だとは思いますが、ほかの議員が特別委員会の委員以外の者は意見を述べるできないというようなことも生じていますし、それから②のところで、全協の時間とか回数が制限されてきたということで、この問題についてはCとしました。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

中田委員。

**○中田委員** 私どもは、この条文のところで、確かに、さっきもちらっと出てましたけども、重要案件という、その重要案件かどうかというところは、恐らく過去の実例に照らし合わせて考えてみて、さっき今城委員から、当局のほうから全協を開く要請があつてやったのがほとんどということで、過去の議会が全員協議会の開催を求めてやったケースで照らし合わせると、やっぱり議会内で、重要案件として全協で取り上げるべきだというコンセンサスが取れた案件ということでやった例はあると思います。

ですから、ここのところの重要政策の捉え方っていうのが一つ難しいですけど、幸いにしてというか、議会が求めなくても当局がそれを開催を要請してきたということが事実であったと思いますし、それからこの条文の中に、重要案件として市長に次に掲げる事項として挙げて、必要としている背景だとか経緯だとかっていう各(1)から(5)の内容というのは、閉会中の委員会も含めて大概当局の報告というのは、これを網羅したというか、こういうことを説明をしてきていると思っておりますので、そういったことも含めて考えると、私はA評価でいいんじゃないかと。

といいますのが、実績のところとか議論も全協の話になってますけど、重要政策の審議ということの条文なので、全員協議会という要するに非公式な会議での説明機会というものと、実際、審議として会議録にも残って、きちっとした扱いとして保存されていく結論立てに向かっていくようなものとは違うので、そこは全協だけを対象としたのが、この条文がうたっている明らかにする機会ではないと私は思っておりますので、それで、そういった面で考えれば、閉会中の委員会の開催も含めて行われているものと私は評価します。

以上です。

**○戸田委員長** 今城委員。

**○今城委員** 今、中田委員さんがおっしゃったことは、本当に納得できるお話だったなというふうに思います。

という意味で、次回からというふうに言っているのかどうなのか分からないんですけど、ここの実績のところは全協での実績を挙げることでそのものが実はおかしいのではないかなという。全協というのは、ある意味、意見聴取の場であつたりとか、便宜的に皆さんに同時に情報をお知らせするというか、きちっと御説明を私たちが受けるという場であるということを見ると、これを実績として上げていくことが実際どうなのかなというふうな。これがあるからちょっと悩ましくなってしまうと、この実績に対してどうなのかということをやちょっと考えてしまうなというところもあって、先ほど中田委員がおっしゃったとおり、これ重要政策の審議であって、「求めるものとする」というふうに書いてあって、求める内容はこの1、2、3、4、5というふうに言われるとすると、実際審議をする場合は先ほど奥岩委員さんがおっしゃったとおり委員会なわけですから、委員会でやってないということだったらこれは大変な事態なんですけれども、委員会できちっと審議をやり、そしてこちら側から求める内容についてをきちっと、先ほど中田委員さんがおっしゃったとおり、閉会中の委員会も含めて報告を受け、審議をしているということであると、この実績と掲げているところがちょっとおかしいというか、悩ましくなってしまうなというふうな今感じたところですので、対象外とはしていますが、先ほど申し上げたとおり、この条文としてのことを純粹に考えると、A評価に当たるだろうなというふうに感じます。以上です。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** すみません、私もお話しさせていただいたので、今、中田委員と今城委員からも御意見ございましたとおり、この実績のところの全員協議会を入れるのかどうなのかにつきまして、基本的には私が申し上げましたとおり委員会制ですので、そこに対して、これが全員協議会をやっているというのが全ての実績に見えかねないですので、これ全部全協じゃなくて、この条文の（1）から（5）に対して、それぞれの専門の委員会で説明を受けてきたとか、必要に応じて、最近ですと、よく委員会において委員の方から、こういった資料を後ほど提供してくださいですとか、委員会審査の際にこういったところがどうですかというふうなお話もございますので、そういったところが実績になってくるんではないかなというふうに考えますので、実績のほう、今A、B、C判定ですので、実績のところはまた後ほど協議になると思いますが、ちょっとこちらの記載の仕方はそのときにでも御相談させていただけたらなと思います。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、自由創政さんがA、蒼生会さんがA、よなご・未来さんがB、公明党議員団がA、信風さんがA、日本共産党議員団がC、新ファミリアがA、無所属の森田議員がAということでございますが、意見のすり合わせはできますでしょうか。

錦織委員。

○**錦織委員** 私どもは今Cにしているんですけど、Aにはならないと思いますが、一度持ち帰りにさせていただきます。

○**戸田委員長** 持ち帰りに。

ほかにございませんか。

持ち帰りという御意見でございますが、持ち帰りでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**戸田委員長** じゃあ、持ち帰りということで。

次に、第7条第2項、御協議いただければというふうに思います。

よなご・未来さんの国頭委員さんから御意見をいただければと思います。

国頭委員。

○**国頭委員** 会派としては、空欄にさせていただいた理由を書いております。意見としては、後半には書いておりますけども、ちょっと判断がつかなかったということで、空欄にさせていただきました。

○**戸田委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** うちではBにしていますが、論点や争点が明らかになるような議員間討議がやっぱり足らないのではないかとということで、「努めるものとする」とはなってますけど、それに対する評価としてはB判定と。

○**戸田委員長** ほかに御意見ございませんか。

奥岩委員。

○**奥岩委員** 基本的には7条の1と同じ考え方でAとさせていただいておりますが、評価に関しましては、これからまさに今皆さん決算審査に入っていくんですけど、決算審査がございまして、その際に指摘事項等々で意見を取りまとめて、最終的には本会議、決算認定の際にその意見を付しておりますので、こちらに関しましてはA判定でよろしいのではないかなというふうに考えております。

○**戸田委員長** 中田委員。

○**中田委員** 私どものほうもA判定です。といいますのは、先ほど重要政策のところのっていう、何かこの重要政策っていうところに限ってあえて条文化されているっていうところにちょっとだけ実は違和感があるんですが、今、奥岩委員も言われたとおり、立案及び執行における論点、争点を明らかにするというのは、これは予算とか議案として条例案や予算案としたとこで日頃議会においてやったりされることだと思いますし、そこを怠っているというのだったら別ですけども、そんなに自虐的にならなくても、やっているとは私は思ってますし、執行後における当該重要案件の評価に資するものっていうのは、まさにこの9月議会もそうですけども、決算の中でそれをするわけですし、通年を通じて予算決算委員会という形で、決算だけを独立した特別委員会であつては9月議会から11月ぐらいまでやってた時代もありますけれども、今は通年で委員会を一つにまとめてやっているわけで、評価も、当局のほうも事業評価を復活させて今きていますので評価しやすい形にはなってきていると思いますし、それは日常的に通年やっていることだということで、Aとさせていただきました。

○**戸田委員長** 今城委員。

○**今城委員** 対象外というふうにしめたのは、1項の関連というか、同じ条ですので、

そういう意味で対象外というふうにはしてきたところなんですけれども、実際条文として考えると、「重要政策の審議に当たって」という内容として、審議をどうやってきたのかというところを考えると条文をきちっと検証すると、審議をやってきたので議決もしてきているわけです。何が重要で重要じゃないかというような評価はできないって先ほどもおっしゃっていたんですけれども、確かにそのとおりだと思いますし、我々が求めているものであったとしても、当局がきちっと出してきたものについては、きちっとした形で審議をし、結論をきちっと出し、その評価としてのものを決算として行っているっていう意味では、全てやっていることだというふうに、先ほど中田委員さんもおっしゃいましたが、そういう意味ではA評価で、数値的には当然A評価なんだろうというふうに思います。以上です。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、集約をちょっと図ってみたいと思いますけれども、自由創政さんがA、蒼生会さんがA、よなご・未来さんはハイフン、公明党議員団さんがA、信風さんがA、日本共産党米子市議団がBで、新ファミリアがなし、無所属がAということでございますが、意見集約を図りたいと思いますが、どのようにしたらよろしいでしょうか。採決されますか。

〔「いいですよ、してもらったら」と錦織委員〕

**○戸田委員長** 採決でよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、採決をしていきたいと思います。

それでは、第7条第2項について、A評価に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…今城委員、岩崎委員、奥岩委員、塚田委員、中田委員〕

**○戸田委員長** 賛成多数であります。第7条第2項につきましてはA評価に決しました。

次に、第8条について御協議いただきたいと思います。政策立案機能の強化についてでございます。

それでは、蒼生会さんから。

奥岩委員。

**○奥岩委員** こちらに関しましては、A、B、Cでいきますと、Aとさせていただいております。ただ、意見させていただいて、ほかのところでも記載させていただいてるんですけど、政策機能強化がもう少し必要ではないかなっていうところで、機能を強化するためにどういった体制が必要なのかなっていうようなところは、今後考えていかないといけないんじゃないかなというふうに考えております。

**○戸田委員長** よなご・未来、国頭委員。

**○国頭委員** 「近年」と書いてありますけれども、政策立案というところが、米子市議会としては、議員提案という条例等のものがやっぱり近年ないということで、こういったものは取り組んでいくっていうか、やっていくような土壌に持っていくっていうか、議員の研修等に行けば、いつも議会の提案というものがやっぱり全国的に少ないと言われてる中で、米子だけに限ったことではないんですけれども、そういったものに対してやっぱりできてないところも含めて、Cと書いておりますけれども、Bでもいいんじゃないかなと思っております。

**○戸田委員長** 日本共産党米子市議団、錦織委員。

**○錦織委員** 実績がやっぱり少ないってことは、もう少し議会として政策立案の強化をするべきだというふうに思いまして、これはBにしました。その強化のためには何が必要かっていうと、やっぱりスタッフを増やしたりだとか研修の場を増やしたりということが付随されますけれども、これで行ってますよとは言えない、A評価はできないんじゃないかというふうに思います。以上です。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

中田委員。

**○中田委員** これは、ちょっと私どもはAという結果にさせていただきましたけど、非常に悩みました、正直。条文が先ほど出てくる「立法機能」という書き方に例えばなってて、通常の政策提言とは立法っていうのはちょっとやっぱり違うというところで、この立法機能としての強化を機関としての議会には、条文の頭が「議員は」ではなくて「議会は」になってますので、そういったことにどう努めているのかというところは非常に難しい。ただ、今持てるスタッフや予算や、そういった議会の今の状況の中で、例えば修正案も含めて、修正を求めるといようなことも含めて考えれば、限りなくBに近いAでいいんじゃないかみたいな感じはしますけど。

といいますのが、この立法機能は、例えば国頭委員が近年って言われましたけど、自分で言うのもなんですけど、米子市議会の歴史上、多分議員立法提案でやったのは私の1回だけだと思います、歴史上。これは、その時点では鳥取県の市町村でも初めてだと言われました。それ以降、単独議員立法でやったケースは聞いておりません。ですから、どれだけ大変な労力とスタッフと法令の知識が要るかっていうところは、本当に大変なことで、そう簡単にできることではないので、安易に目標設定できるような代物ではないということとは個人的見解としても言っておきたいと思います。ですから、今持てるスタッフやいろんな体制の中では、修正も含めて考えれば、そこそこAに近いところでやってきたんじゃないかという評価です。以上です。

**○戸田委員長** 今城委員。

**○今城委員** 対象外にしておりますのは、前回の令和4年3月の検証結果の報告書の中に、付言として、付言事項の中に(3)というところがあって、条文についてっていうところで、前回携わられた皆さんは覚えてらっしゃると思うんですけど、平成30年3月のこの検証結果の報告において、条文の見直しをしなければならないという付言もされているんです。それは、条文の内容とかが非常に現状に合わないとか実情に合っていないというところについては、しっかりと検証した上で直していかないといけないんじゃないかという付言があるんですけど、結局この3年の間、付言に、この30年のときの付言、そして令和4年のときの付言にも一つも応えてないんです、我々議会そのものが。

という意味では、この部分において、例えば実績として挙げてくださっているものっていうのは、当然やるべきことっていうものについて、議会運営委員会からとか、ほかの委員会も含めてですが、きちっとした形での内容としてのものをつけてきたのではありますけれども、実績としては。ただし、そもそもこの条文そのものっていうものが、先ほど中田委員さんがおっしゃったとおりで、実際のところに合わないんじゃないでしょうかねというところが2回連続付言されているにもかかわらず、このまま置いてあるのです。置い

であるという状態の中で、これを検証するっていうことについて検証を本当にできるんでしょうかねと、そもそも条文おかしいんじゃないかね、考えんといけんへんっていう話をしとぎながら、それを数値化して検証するというところにそぐわないのではないかなという意味で、対象外というふうにしました。

ただし、先ほど皆さんおっしゃったとおり、この条文そのものをもっていうふうを考えれば、Bに近いAだよねとかいうふうにおっしゃっているのも納得はできると思いますが、この2回続けて付言している内容について何もしてこなかったということについては、ここで評価するとかということではない形での我々のちゃんとした評価と、次に送るのであれば、やるべきことをきちっとやった上で次に送るっていうようなことまでやったりやるべきではないかなというふうに思っていますので、現時点での対象外ということをしていただいているという御説明です。以上です。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 今期しばらく委員長をさせていただいた身といたしましては、申し訳ございませんでした。今城委員さんおっしゃられるとおりですので、付言に対して今期なかなか動けてないっていうようなところはございますので、それについてどうなのかっていうようなところも踏まえて、うちのほうも先ほど御説明させていただいたんですけど、中田委員からもお話があったんですけど、錦織委員さんからもでしたね。機能強化のところをどういうふうにするんだっていうのも踏まえて、検証結果はA、B、C判定もしくは対象外でいいとは思いますが、付言をしたとしても、それを確実に次はやりましょうねというところをきちっと準備をしておかないとなと思いました。すみません、私の反省も踏まえて発言させていただきました。申し訳ございません。

**○戸田委員長** ほかにありませんか。内容を十分に照査せないけませんね。

意見集約を図られますか。

自由創政さんがA、蒼生会さんがA、よなご・未来さんがB、公明党議員団が検証対象外、信風さんがA、日本共産党米子市議団がB、新ファミリアがA、無所属がAということでございますが、採決しますか。採決でよろしいですか。よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、第8条につきまして、A評価に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…岩崎委員、奥岩委員、塚田委員、中田委員〕

**○戸田委員長** 賛成多数であります。よって、第8条はA評価に決しました。

次に、9条第1項について御協議いただきたいと思います。

それでは、公明党議員団、今城委員さんから御発言いただければ。

**○今城委員** 条文について、「専門性と特性をいかし、市政の諸課題について適正に判断しなければならない」というところで、その専門性をどこに持つのかというところが非常に市議会にはそぐわない条文だよね。先ほど申し上げたのと似ているんですけども、非常にこの専門性というところにこだわるとすると、我々は、ある意味で言うと、専門性を本当にどれだけ持っているのかと言われると、非常に苦しいところだなというふうに思う、自分自身のことを踏まえて言うと、というふうに思っています。

条文としての問題として、専門性と特性を生かした諸課題について適正に判断をしてい

るのかっていうと、そういう専門性、特性っていうところにこだわると、どうなんでしょうって思うところがあるので、C判定を実はしたというところですよ。

ただ、そういう諸課題について適正に判断しなかったのかっていうと、それは適正に我々の持てる力を最大に発揮し、学び、そういう中で判断してきているということは間違いですので、皆さんがそういう角度で市政の諸課題について適正に判断をしたのかどうなのかというところでの検証ということであれば、これはAというふうに考えています。私個人だけではなく、議会全体として、全員26人がしっかりそのものに向き合いながら判断をしてきているっていうことではAと思いますが、この専門性と特性というところを、枕言葉と言うと変ですけども、これがあって判断したのかっていうところになると、非常に難しい判断だなという意味でのCというふうに会派ではしたということです。以上です。

**○戸田委員長** 続いて、よなご・未来、国頭委員さん。

**○国頭委員** 書いてあるように、これは判断しにくかったとは思いますが、Aとしておりますんでということです。

**○戸田委員長** それでは、蒼生会、奥岩委員。

**○奥岩委員** 先ほど専門性、特性がどうなのかというようなお話もあったんですけど、委員会ごとに分野を決めて委員会を設置して、それに対応して委員会運営を行っておりますので、我々はAでいいんじゃないかなというふうに考えてこのようにさせていただいております。

**○戸田委員長** 錦織委員さんは検証対象外。

錦織委員。

**○錦織委員** 公明党さんがさっきちょっとおっしゃったんですけども、審査対象にするのが何かなじまないのかなっていうふうに、そりゃそうでしょと、委員会は委員会が所属するいろんな分野のところを考えながら諸課題について適正に判断しなければならないって、それは当然のことだから、何%それがほかのところのものが混じって出てきたとか、そんなこともないわけだし、何かちょっと審査しにくいなということで対象外にしたんです。

**○戸田委員長** ほかに。

中田委員。

**○中田委員** 私どもはAにしたんですけど、条文で非常に解釈というか、受け止め方として、専門性と特性、今、皆さん方が言ってるところですよね。これは、ただ、「委員会は」っていうところから始まって「専門性と特性をいかし」って書いてある、「いかし」って。だから、専門性と特性を持った人が委員会に所属してそれを議論せと言っとるわけではなくて、委員会として、どうしても出てくる案件が専門性や特性を持ったものなので、そういったものを生かした議論っていうことで、それで、これは次の2項に、場合によって公聴会制度とか参考人招致の活用っていうことがその次に書いてありますけども、そういったものでちゃんと専門性と特性がある議案とか内容に対して適正に判断をしろということだと思うので、そういった意味から、議案送付っていうのが何で1週間前に送付されているのか。だから、委員会になってから、苦言的にいいますと、初めて聞くような質問というのは私は出るわけがないと本当は思ってるんですけど、なぜ前もって議案送付がされて、そういったものも含めて時間の猶予があるのかというところの原点にきちっと立ち返ってしてる

かどうかということですので、その実効性は問いませんが、制度として、この条文の中身からいけばAなのかなという判断をさせていただきました。

**○戸田委員長** ほかに質疑、意見ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** 自由創政さんがA、蒼生会さんがA、よなご・未来さんがA、公明党議員団がA、信風さんがA、日本共産党米子市議団が対象外、新ファミリアが対象外、無所属がAということでございますが、意見集約を図りますか。

採決採らせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、9条の1項について、A評価に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…今城委員、岩崎委員、奥岩委員、塚田委員、中田委員〕

**○戸田委員長** 賛成多数ですので、9条の1項につきましてはA評価に決しました。

今城委員。

**○今城委員** 評価としてAはいいと思います。先ほども申し上げましたんで。ただ、先ほど来の専門性と特性を生かしというところが、やはりどうしても、どこにかかるんだ、何をもってそうなんだっていうところが非常に条文として不明確ですよねっていうところが今回検証した中でとてもよく分かってるところだと思いますので、これ付言としてするのか、それとも次に送るという、付言でしょうが、条文の一つ一つについて、やはりおかしいなと思うところについては検証した上で、訂正というか、訂正じゃなくて、どう言えいいんですか、それは改正を行うというようなことにも向かわねばならないような……。

〔「マイク。」と声あり〕

評価についてはよろしいということと、先ほどの専門性と特性というところが一体何にかかっている言葉として皆が受け止めるのかっていうところが非常に曖昧だなというふうに思いますので、そこら辺は、この次の段階として協議をし、訂正、改正するべきところは皆で協議するべきだなというふうに思っています。以上です。すみません。

**○戸田委員長** という御意見でございますが。

中田委員。

**○中田委員** 私も、先ほど評価の意見は言いましたけども、この条文については今後見直しが必要ではないかと実は思っております。専門性と特性があるのは、議案によってあると思いますけれども、ここの条文のとりわけ私、引っかかるのは、「いかし」という言葉が何をどんなふうに指しているのかというところがいま一つあれですし、議員がもともと専門性を持った者の集まりではないことがほとんどなので、そうすると、この専門性をもし必ず担保するような重たいものとして受け止めるのであれば、もうこの2項との関連の表現の仕方っていうのは変わってくると思いますので、あくまでも政治的な判断をする立場で我々はいるので、専門家の会議ではないわけですから、そういった議会の特性を踏まえた内容として検証する必要があると思います。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** そうしますと、条文の見直しに俎上させるというような今後の検討課題ということでよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長　じゃあ、そういうふうによろしくをお願いします。

次に進みたいと思います。9条の2項について御協議いただきたいと思います。

それでは、どうしましょうか。蒼生会さんから行きましょうか。

奥岩委員。

○奥岩委員　A、B、C判定ですと、Aでお願いいたします。記載させていただいてるんですが、ただ、公聴会の実績はなかったんですが、特に委員会から求めた記憶もございませんでしたので、制度活用はできていないんですけど、求めていますでしたので、A判定、おおむね8割ってところで8割のAにさせていただきました。

○戸田委員長　よなご・未来、国頭委員。

○国頭委員　参考人の実績はありますけども、公聴会はなかったということで、Bということで評価させていただきました。以上です。

○戸田委員長　錦織委員。

○錦織委員　Bです。公聴会制度の実績がなかったということで、むしろ私、共産党のほうから積極的にやっぱり皆さんに呼びかけてすべきだったなというふうに、ちょっと反省も含めてでBです。

○戸田委員長　じゃあ、今城委員、対象外という。

○今城委員　対象外というふうにしましたのは、「制度の活用に努めるものとする」っていうふうになったときに、議会として、もしくは、ここは委員会としてっていうことなんですけど、委員会がそういうものに努めたのかって言われると、委員会から努めたというふうにはちょっとなりにくいな。だけど、きちっとした形の議論の内容、それからまた、審査に当たって必要な参考人であったりとかっていうものについては、来ていただいて説明をいただいたということは、これ実績として事実あることなので、なかなか評価が難しいな、数値的にというふうに思ったところもあったので、対象外には一応しましたが、実績としてこのものがあるということをどう評価するかっていうことであるとすれば、Aでもいいかなというふうには思っています。先ほど皆さんもおっしゃったように、これをどう活用するかっていうところを議会として、または委員会としてっていうところは、やはりちょっと今後検討の余地もあるし、条文としてそぐわないのかどうなのかっていうことも検討するべきこともあるかなというふうに思います。

あと、公聴会制度は、担保はされていますが、実際、公聴会制度を活用するというための、何に対して、どういう角度で公聴会をっていうことに対する審議も基準も実は持ち合わせてなくて、いつでもしていいですよっていうことは間違いはないんですけど、担保はされていますが、公聴会制度を使うとすると、賛成の立場も、それから反対の立場も様々な角度からこの制度を使わないといけないうことで、担保されているっていうことが大事なので、使えなくするっていうことはいけないことだと思っていますが、実際、米子市っていうか、市議会という中で担保することと、これを使うか使わないか、使ったか使わないかという数値的な評価は非常に難しいなというふうな気持ちではあります。ただ、評価をするということでしたら、Aでも構わないと思っています。以上です。

○戸田委員長　ほかに質疑、御意見ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** よなご・未来さん、日本共産党さんは歩み寄りというのはできませんか。考え方はないですか。

中田委員。

**○中田委員** 意見は言っておきます。これは、「活用に努めるものとする」というところで、先ほど言いましたけど、1項のところと関連してるのではないかと私は実は思ってます。ただ、案件として、要は公聴会とか参考人制度っていうのは、議会として、委員会として呼ぶときには、通常、参考人のときもやってるように、委員会を開いて、それに皆さんが同意をして呼ぶという形になってきている。それが当たり前だと思うんですけど、公聴会のことについても、例えば議員によっては必要だと思ってる方もいるかもしれませんが、それが委員会として必要だという同意、コンセンサスが取れるレベルのところまで行ってない、要するにそこまで必要ないという案件だったという判断が機能しているので、その結果があったかなかったかで判断すると、必要ないもののゼロという評価をどうするのかっていうことになってしまうので、これで言えばAなのかなと。参考人招致がされていますからねっていうことで、私はAを書かせていただきました。

**○戸田委員長** ほかにございせんか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** 意見集約を図りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

採決でよろしいですか。よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、採決を行いたいと思います。

9条の2項について、A評価に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…今城委員、岩崎委員、奥岩委員、塚田委員、中田委員〕

**○戸田委員長** 賛成多数でありますので、9条の2項につきましてはA評価に決しました。

それでは、9条の第3項について御協議をいただきたいと思います。

それでは、中田委員さんからお願いしますか。

中田委員。

**○中田委員** これは、今、委員会に必要な資料等は私は公開されていると思っていますので、私どものところにはインターネットという表現もしておりますけれども、基本的に、どういうツールを使うかは別として、委員会に必要な資料というのは公開されていると思っておりますので、これはA評価とさせていただきます。以上です。

**○戸田委員長** 次に、国頭委員。

**○国頭委員** やはりインターネットで視聴される方は、資料がないため、何を議論してるのかっていうところが分からないというところでもありますので、そういった条文にある市民に分かりやすいようにという、積極的に資料を公開しっていうことについては、事務局さんのお手間を取らせますが、やはり資料をホームページに上げていく必要があるんじゃないかなと思っております。一番厳しいCとしておりますけど、Bでも構いません。

**○戸田委員長** 次に、蒼生会、奥岩委員。

**○奥岩委員** 先ほど中田委員さんからもお話はあったんですけど、うちもオンライン視聴者に向けての今後の協議は必要とは記載はさせていただいているんですが、これ、ほかのところの条文でもたしか申し上げさせていただいたと思うんですけど、公開してますよと

か資料も公開してますよってというのが、基本的には、このリアル議場ですとか、委員会の委員会室に来られた方に対しては対応させていただいていると考えております。皆さん課題のところで考えておられるとは思いますが、ここの条文に関してはA評価でいいのではないかなというふうに思います。

ただ、皆さんが課題と考えておられるのは、だんだんだんだん、我々も今こうやってタブレットを使わせていただいたりですとか、インターネット普及、スマホ、タブレットの普及によって、恐らくオンラインで見ておられる方が増えてるのではないだろうかというような、これ検証してないんで分からないんですけど、そういった認識の下で、今後そこに対しても何らかの形で資料の公開が必要ではないのかなっていう今後の課題のところで、現状のこの条文に関しましてはA評価でいいのではないかなというふうに考えております。

**○戸田委員長** 次に、錦織委員さん。

**○錦織委員** 今後も含めてということでA判定ということでしたけれども、私は、むしろ今できてない部分があるので、そこは、やはりホームページ上にも公開するということが必要であるというふうに思ってます。例えば県議会でも全部ばあっとしてあると、非常に役立つっていうか、なかなかそれが見れない場合でも、いろいろ資料が載っていると、そこにいなくてもちょっと分かることもあるので、そういうことから思えば、やはりホームページ上に公開するべきだということに思ってB判定としました。

**○戸田委員長** ほかに質疑、御意見ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、自由創政さんがA、蒼生会さんがA、よなご・未来がB、公明党議員団さんがA、信風さんがA、日本共産党米子市議団がB、新ファミリアがA、無所属がAということでございますが、意見集約を図らせていただいてよろしいですか。

採決させていただいてもよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、第9条の3項につきまして、A評価に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…今城委員、岩崎委員、奥岩委員、塚田委員、中田委員〕

**○戸田委員長** 賛成多数であります。よって、9条の3項につきましてはA評価に決しました。

時間が……、やめましょうか。

〔「そうですね、閉じましょうか」と今城委員〕

**○戸田委員長** やめましょうか。やめましょう。

それでは、本日はここまで進めさせていただきました。

次回は、10月1日の9月定例会閉会後の議会運営委員会で協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でこちらで用意した案件は終了となります。

委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** 正副議長さん、何かありますか。

〔「ごさいません」と岡田議長〕

○戸田委員長 事務局から何かございますか。

〔「ごさいません」と毛利事務局長〕

○戸田委員長 それでは、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

**午前 11 時 46 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

議会運営委員長 戸 田 隆 次